

「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン(案)」に対する 意見の概要と市の考え方

- ・ご意見の一部は、趣旨を損なわない範囲で要約又は集約して掲載させていただきましたので、ご了承ください。
- ・「修正」欄に「○」がついているものは、プラン（案）の修正を行うものです。

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
1	第2章 基本目標 (22ページ)	<p>「LGBTとは」の文言は、以下のようにするべきだと考える。このウェブサイトが参考になる→ http://synodos.jp/faq/346</p> <p>「本計画においてLGBTまたはセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）とは、現在の社会のなかで『これが普通』『こうあるべき』だと思われている『性のあり方』に当てはまらない人たちのことを指します。性的指向の対象が同性や両性に向かう人（あるいは誰にも向かない人）や、出生時の法的・社会的に割り当てられた性別とは異なる性別で生きる人、身体的に男性／女性に分けることが難しい人など、それぞれに困難な状況に置かれています。</p> <p>T…トランスジェンダー（生まれたときの法的・社会的性別と異なる性別を生きる人、生きたいと望む人）」</p>	<p>国の第4次男女共同参画計画や法務省において、使用されている表記を考慮して作成しており、簡潔に分かりやすく表記するため、原文のままといたします。</p>	—
2	第2章 基本目標 (23ページ)	<p>○LGBTが重点施策に入ったことは評価できる。周囲の人に理解されない苦しみから解放するためには教育も大切。 教師等に対する研修の充実を望みたい。また、啓発は積極的に行ってほしい。</p> <p>○「LGBTへの理解促進と支援」が重点項目となっているが、しっかりと啓蒙・支援をお願いしたい。</p>	<p>施策の方向性2「LGBT（性的少数者）への理解促進と支援」において、性の多様性や人権に対する理解を促進し、配慮を必要とする方への支援を強化してまいります。</p> <p>学校現場においては、管理職を中心として教職員向けの研修を行っているほか、平成27年4月に文部科学省から性同一性障害等の児童生徒に対する配慮について通知が出されましたので、その周知徹底を図っており、今後も教職員に対する研修等の充実に努めてまいります。</p>	—
3	第2章 施策体系表 (25ページ)	<p>基本目標Ⅳ「仕事と生活の調和を実現できる社会づくり」の基本的施策①「長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり」と基本的施策②「家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援」について、特に期待したい。</p>	<p>重点項目である施策の方向性1「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」において、各施策を積極的に推進してまいります。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
4	第2章 施策体系表 (25ページ)	今回初めて基本目標Vに「LGBTに関する理解への支援」という項目が入り、重点としたことは評価したい。 ただ、残念なのは、ハーモニープランの体系図の中で基本的施策の項目が、施策の方向性の項目名とまったく同じというのは、この項目だけ。具体策はあがっているので、もう一步踏み込んだ施策を明記してほしい。	基本的施策①「LGBT（性的少数者）への理解促進と支援」において、各施策に取り組むこととしており、今後も施策の充実に検討してまいります。	—
5	第2章 施策体系表 (25ページ)	LGBTに関するセクションが、重点項目として取り上げられているのはすばらしいことだと思う。 ただ、構成としては、LGBTの項目が基本目標V「生涯にわたる心身の健康と性」の中にあるのは唐突に感じる。基本目標II「男女平等と人権の尊重」の方が適切ではないか。その際、基本目標IIに重点項目が2つになってしまい、基本目標Vに重点項目がなくなってしまうが、基本目標Vの「生涯にわたる健康を支援する医療の充実」を重点項目とすることがよいと考える。	多様な性に対する理解を促進し、当事者が生きづらさや将来への不安を感じることなく、生涯にわたって自分らしく、安心して暮らしていけるよう支援する観点から、基本目標Vが適切と考えております。	—
6	第3章 基本目標I (29ページ)	学校教育はとても大切であり、効果を上げ得ると思う。	学校教育において、人権尊重や男女平等の意識向上に取り組んでまいります。	—
7	第3章 基本目標I (31ページ)	○男女平等教育の推進と言いながら、人権教育推進事業となっている。人権を大事にする、人間尊重の教育は全ての事業の前提である。男女平等教育とはっきりとした文言を用いることがとても大事だと思う。 女性は男性と同じように評価されることが、学校教育ではもっと推進されるべきで、それが事業の中に生かされていないと思う。 ○具体的事業No. 11101「人権教育推進事業」の事業内容に、「男女平等教育を実践する」という文言を追加すること。	自己の大切さとともに他者の大切さを認める人権教育の推進の中で、男女平等教育に取り組むこととしております。	—
8	第3章 基本目標I (31、32ページ)	施策の方向性1「男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進」の具体的事業における担当課が教育委員会のみならず、ジェンダーの視点をしっかりチェックできる男女共同参画課も事業に対する関わりをもっと持ってほしい。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
9	第3章 基本目標I (31ページ)	具体的事業No. 11102「教職員研修の充実」の事業内容に、「男女平等教育に関する研修を実施する」という文言を追加すること。	教職員研修の中で、男女平等教育に取り組むこととしております。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
10	第3章 基本目標 I (31ページ)	具体的事業No. 11201「進路指導推進事業」の事業内容に、「男女平等を基本に考えて進路指導を行う」という文言を追加すること（女子だから、男子だからという性差別を廃止し、例えば、女性でも科学者や医師になれることを指導する）。	進路指導において、生徒が、性別にとらわれず、自らの生き方について考え、主体的に進路を選択することができるよう、指導を行うこととしております。	—
11	第3章 基本目標 I (31ページ)	「キッズアントレプレナーシップ」など、一般的でない言葉は、もっと分かりやすい言葉に変えた方がよいのではないかと。	平成28年度から、市民の方によりわかりやすく、親しみを持っていただけるように事業（No. 11206）の名称を、「キッズアントレプレナーシップ教育の推進」から「ちばっ子商人育成スクール」に変更して実施いたします。	○
12	第3章 基本目標 I (32ページ)	具体的事業No. 11302「家庭教育資料作成事業」など、男女共同参画課も健全育成課と一緒に作成してほしい。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
13	第3章 基本目標 I (33ページ)	男性は仕事、女性は家事・育児という考え方について、賛成と答えた人が半分以上であるのが、千葉市の現状である。 性別役割分担意識の高さが、今日の男女平等にならない大きな要因であると考え、それを変えていく、是正していくことが、男女共同参画課、男女共参画センターの役割だと思ふ。 その数値目標が、持たない人の割合を数値で表すことが分かりやすいし、50%とすることが適切だと考える。	固定的性別役割分担意識を持たない人の割合（25.1%）が、持つ人の割合（57.4%）を大きく下回っていることは、男女共同参画社会の形成を推進する上で、大きな課題であると認識しております。 こうした現状を鑑み、指標の最終目標は、定量的な数値として示すのではなく、持たない人の割合が、持つ人の割合を上回るように取り組んでいくことが重要と考えております。 なお、指標の表記については、こうした現状を分かりやすく示すため、現状値欄に持つ人の割合のほか、参考として持たない人の割合を併記するよういたします。	—
14	第3章 基本目標 I (33ページ)	男女共同参画センターの機能が十分に活用されていないのはもったいない。市民の希望・要望・アイデアを取り入れて利用者増につなげてほしい。	男女共同参画センターにおいて、利用者懇談会を開催するなど、利用者の意見を事業運営の参考としております。今後も様々な市民の方からの意見を取り入れ、利用者の増大に取り組んでまいります。	—
15	第3章 基本目標 I (35ページ)	具体的事業No. 12102「男女共同参画週間の実施」について、男女共同参画センターまつりには、市としてもっと力を入れて大々的なイベントにし、市長も必ず参加してほしい。	男女共同参画センターまつりの運営において、公募委員による実行委員会形式を採用し、市民意見を取り入れながら、内容の充実に努めており、市長も毎年まつりに参加しております。	—
16	第3章 基本目標 I (35ページ)	具体的事業No. 12302「男女共同参画に関する講座の開催」の事業内容に、「1年に40回開催する」という文言を追加すること。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
17	第3章 基本目標Ⅰ (35ページ)	具体的事業No. 12303「生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催」の事業内容に、「公民館やコミュニティセンターなどでも男女共同参画に関する講座を実施する」という文言を追加すること。	公民館や生涯学習センターといった生涯学習施設において、男女共同参画に関する講座を実施することとしております。	—
18	第3章 基本目標Ⅰ (35ページ)	施策の方向性2「家庭や地域における学習機会の充実」において、講座を実施するのみならず、講座によって男女共同参画社会形成を推進する人を育てる視点が不足しているのではないかと。 現に男女共同参画センターまつりの実行委員や市民企画の少なさが気になる。啓蒙のみならず、人を育てる、人が育つ講座の実施を願う。	男女共同参画センターでは、ファシリテーター養成講座やDV被害者支援養成講座、防災に関する講座など、地域で活動する人材を育成するための講座を実施しており、施策の方向性3「男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援」において、今後も人材の育成や団体の活動支援を充実してまいります。	—
19	第3章 基本目標Ⅰ (37ページ)	具体的事業No. 13101「民間団体に対する活動支援」の事業内容に、「男女共同参画社会実現に向けて活動している団体が、男女共同参画センター研修室を利用する時は利用料金を3分の1にする」という文言を追加すること。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
20	第3章 基本目標Ⅰ (37ページ)	具体的事業No. 13103「市民企画講座の開催」の事業内容に、「1年に10回開催する」という文言を追加すること。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
21	第3章 基本目標Ⅱ (39ページ)	図2-1「暴力をふるわれた経験」を初めて見たが、4人に1人が配偶者等から暴力をふるわれた経験があるというのは驚くべき数字だと思う。これは、とても大きなことで、見逃せない。このことをもっと広報し、対策を講じるべき。 大人になってしまうと、なかなか人は変わらないので、子どもの頃からの啓発が大切。家庭内で、暴力が習慣化していると、それが普通だと思ってしまう。 暴力は無いのが普通と思わせるには、教育が不可欠。ぜひ、暴力を許さない地域づくりの推進の項目に関しては、力をいれてほしい。	本計画の一部である「第2次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」において、基本理念である「DVの根絶」に向けて、暴力を許さない地域づくりの推進に積極的に取り組んでまいります。	—
22	第3章 基本目標Ⅱ (40ページ)	具体的事業No. 21101「幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進」の事業内容に、「男女平等教育を実践する」という文言を追加すること（男女平等教育を徹底して実践しなければDVはなくなるという文意が弱くなる）。「女性と男性は人間として対等である」という人間平等の教育・「男女平等教育」を実践することが重要である。	他者理解と尊重、多様性を認める人権教育の中で、男女平等の概念を含めた教育を行っているため、原文のままといたします。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
23	第3章 基本目標Ⅱ (40ページ)	若者に向けた予防教育は、重点的にやっていただきたいと思っている。デートDV予防プログラムによる実施予定とのことだが、民間団体の活用についても再考願いたい。	現在も一部の学校については外部の専門家講師による予防教育を実施し、推進に努めているところであり、いただいたご意見につきましては、今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
24	第3章 基本目標Ⅱ (40ページ)	デートDV予防に関して東京都が実施したように、デートDVの実態調査をしっかりと、予防教育に反映してほしい。	本計画の一部である「第2次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」の策定にあたって、デートDVに関する実態調査を実施しており、本市の実情に応じた予防教育を実施してまいります。	—
25	第3章 基本目標Ⅱ (40ページ)	DV被害者の相談件数は、配偶者暴力相談支援センターが設置されたことにより、相談件数が大幅に増えたことから、行政のみならず、民間の相談できる団体の紹介もしてほしい。	DV被害者からの相談において、被害者に必要な情報提供等の支援を行っております。その中で、希望があれば民間団体の情報も提供することとしております。 今後も被害者支援のための情報提供に努めてまいります。	—
26	第3章 基本目標Ⅱ (40ページ)	千葉市でDV支援をしている団体だが、千葉県との接点はあるが千葉市はない。同じ目的で活動している団体とのネットワークを作ってみてはどうか。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
27	第3章 基本目標Ⅱ (41ページ)	具体的事業No. 21403「被害者の自立を支援するためのステップハウスの利用支援」及びNo. 21502「被害者を支援する人材育成の推進」について、新規にこれらの事業が始まるのは喜ばしい。こども家庭支援課と男女共同参画課が密に連携を取って効果を上げてほしい。	今後も関係課との連携を強化し、DV被害者の自立と生活再建の支援の充実に努めてまいります。	—
28	第3章 基本目標Ⅲ (49ページ)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大において、まずはロールモデルを作らなければ始まらない。 例えば、小学校の女性校長は、最近でこそ増えたが、中学校の校長先生には地域でお目にかからない。区役所でも女性の管理職にはなかなかお会いする機会がない。 トップの意識が、つまり、市長の意識が女性の活躍に関して意識があれば、もっとドラスティックに変わるのではないか。	女性職員及び女性教職員の登用促進(No. 31101)において、管理職や校長への女性の登用を積極的に行ってまいります。	—
29	第3章 基本目標Ⅲ (49ページ)	具体的事業No. 31101「女性職員及び女性教職員の登用促進」の事業内容に、「女性の校長・教頭を大幅に増やす」という文言を追加すること(校長・教頭の人数を男女同数にする)。	女性職員及び女性教職員の登用促進(No. 31101)において、校長・教頭への女性の登用を積極的に行うこととしております。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
30	第3章 基本目標Ⅲ (49ページ)	具体的事業No. 31107「附属機関の委員の公募による選任の推進」について、委員の選任にはクオータ制を取り入れてほしい。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
31	第3章 基本目標Ⅲ (52ページ)	以下の事業の追加（国基本計画より）。 企業における男性社員の育児休業取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（見える化）を推進する。	企業における男性社員の育児休業取得促進のための事業主へのインセンティブ付与については、平成26年度から市内の中小企業等に勤務する男性と事業主に対し、育児休業取得に係る奨励金を支給する制度を創設しており、今後も男性の子育て支援（No. 42103）において、積極的に周知してまいります。 また、育児休業取得状況の情報開示（見える化）については、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」において、301人以上の大企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などが義務付けられました（300人以下の中小企業は努力義務）ので、今後、国や各企業において情報開示が進んでいくものと考えておりますが、本市においても、市内企業の取得状況を情報収集してまいります。	—
32	第3章 基本目標Ⅲ (52ページ)	以下の事業の追加（国基本計画より）。 公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。	千葉県建設工事入札参加資格者名簿への登録（追加）において、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している業者は発注者別評価点について加点（5点）を行っておりますが、今後、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の趣旨や国等における実施状況等を踏まえ、公共調達の方法等を検討してまいります。	—
33	第3章 基本目標Ⅲ (52ページ)	以下の事業の追加（担当課は男女共同参画課）。 ・企業に対して、「男女平等の労働システム」を確立するように企業の経営者や部長・課長に対して研修を受けさせる。 ・イクメンを増やすように、企業に対して指導する。 ・男女同等に出世の機会を与えるように企業の経営者・部長・課長に指導する（企業は男性だけを育成して、能力を伸ばして、男性だけを出世させるケースが今でも多いようである。女性社員に対しても、男性と同等に研修の機会を与え、男性と同等に出世をするチャンスを女性にも与えるように企業に対して指導するべき。）	男女雇用機会均等法などの法律・制度の周知（No. 32102）や男女共同参画推進事業者登録制度（No. 31201）、男性の育児休業取得促進奨励金（No. 42103）などにおいて、男女共同参画に取り組む意義や効果について、周知・啓発を強化してまいります。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
34	第3章 基本目標Ⅲ (53ページ)	具体的事業No. 32206「多様な就業形態についての情報提供」について、情報提供は就業希望者だけでなく、受け入れる側、特に中小零細企業への周知が必要である。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
35	第3章 基本目標Ⅲ (54ページ)	本文1行目、「子育てがひと段落した後の女性の多様な生き方、働き方」という文言は削除すること。 子育てが終わったとか、既婚とか独身にかかわらず、「起業したい」と思う女性たちは多く存在するのだから、「起業を希望する女性たちに対し、支援を实践する」という言い方にすべき。若い独身の女性にも、既婚女性にも、起業を希望する人は多く存在する。起業支援に力を入れるべきである。 「子育てがひと段落した後の女性」という言い方は「子育ては女性が担うもの」という差別的な考え方が含まれているから、この文言は差別的な言い方。削除すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「 <u>子育てがひと段落した後の女性の多様な生き方、働き方</u> として、・・・」を、「 <u>働く女性が増え、多様な生き方、働き方として、・・・</u> 」に修正します。	○
36	第3章 基本目標Ⅲ (56ページ)	具体的事業No. 33101「女性のための起業準備セミナー」の事業内容に、「1年に24回開催する」という文言を追加すること。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
37	第3章 基本目標Ⅲ (57ページ)	具体的事業No. 33301「科学教育の推進」の事業内容に、「特に女子の指導に力を入れる」という文言を追加すること（女子も科学者になれるという教育をし、女子が科学者になるために努力できるようにサポートする）。	科学教育の推進において、性別にとらわれず、自らの生き方について考え、主体的に進路を選択できるよう、科学・技術を身近に感じることができ環境づくりに取り組むこととしております。	—
38	第3章 基本目標Ⅳ (59ページ)	ワーク・ライフ・バランスは、女性というより、男性のワーク・ライフ・バランスを重点的に進めてほしい。隗より始めよ。市役所男性職員の育児休暇の取得率アップから。	基本的施策①「長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり」において、男性自身の意識改革や長時間労働などの労働慣行の是正に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでまいります。 市役所職員については、すべての職員が、性別を問わず、仕事でも子育てでも活躍できるよう、男性職員の子育て支援や時間外勤務の縮減等に取り組んでおり、今後も市職員の両立支援・子育て支援の推進（No. 41101）において、男性職員が育児休業を取得しやすい環境整備を行ってまいります。	—
39	第3章 基本目標Ⅳ (59ページ)	具体的事業No. 41102「市職員の多様な働き方の促進」の事業内容に、「イクメンを育てる。男性が育児休業を取得しやすいような環境を整備する」という文言を追加すること。	市職員の両立支援・子育て支援の推進（No. 41101）において、男性職員が育児休業を取得しやすい環境整備を行うこととしております。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
40	第3章 基本目標Ⅳ (65ページ)	自治会長に占める女性の割合について、自治会等での働きをみていると、実際には女性が担っている部分が多くあるにも関わらず、自治会長に占める女性の割合は10%である。これは何もしないでは今後も変わらない。 行政と自治会はお互いに密な関係であることが多いので、女性の比率を上げていくことを適切にアドバイスしていくことが可能ではないか。自治会役員だけでなく、自治会長の女性割合の数値目標を同じように30%とするべきだと思う。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
41	第3章 基本目標Ⅳ (65ページ)	地域の活動を担っている女性は、男性よりも多いかもしれない。しかし、その活動はボランティア活動等自治会・地区社協などの公共的な団体ではない。まちづくりに関する地域の声を行政は、とかく自治会等に求めがちで、男性の声が反映されがちである。実際地域で活動している諸団体の声を拾えば多くの女性たちの声が反映されるに違いない。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
42	第3章 基本目標Ⅳ (68ページ)	市町村防災会議における女性委員の割合の比較の図があるが、千葉市が政令市平均に比べ、女性委員の割合がとても低いことを示しているにもかかわらず、具体的な事業の中に、この事実を改善するための事業が盛り込まれていない。部会に多くの女性委員を登用したことは前進だが、元の防災会議の委員数に反映できなければ、数字は変わらない。具体策を盛り込むべきである。	附属機関への女性委員の登用促進(No. 31106)において、女性割合の向上に取り組むこととしております。 防災会議についても、女性委員の登用に積極的に取り組んでまいります。	—
43	第3章 基本目標Ⅳ (68ページ)	具体的事業No. 44101「女性の視点を取り入れた防災体制の確立」について、危機管理課だけでなく、No. 44104「防災リーダーの育成」のように男女共同参画課との協働で進めるのがよいと思う。	防災会議の「男女共同参画の視点を取り入れる部会」において、男女共同参画課職員が専門委員として参画するなど、男女共同参画課との協働により進めており、今後も更なる連携の強化を検討してまいります。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
44	第3章 基本目標IV (68ページ)	<p>具体的事業No. 44102「自主防災組織の結成率向上」、No. 44103「避難所運営委員会の支援」だが、この書き方は、ハーモニープランにふさわしいものではなく、まるで防災計画案のような書き方である。</p> <p>ここでは「自主防災組織への女性の参画」として、ハーモニープランにふさわしい項目に変更すべきである。</p> <p>具体的には「各地域にある自主防災組織のリーダー層に、必ず女性が4割以上入ることを努力義務とする」など、数字の規定を盛り込むべきである。</p> <p>そうしないと、いつまでも防災への女性の参画は進まない。</p>	<p>自主防災組織の結成については、東日本大震災の経験を踏まえて、平時から女性の参画が必要なことから、No. 44102「自主防災組織の結成率向上」の事業内容を、「東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時における自助・共助による防災活動を促進するよう、自主防災組織の結成率向上を図るとともに、女性の参画を促す。」に修正します。また、避難所運営委員会の支援においては、千葉県防災会議に設置されている「千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会」の検討報告を受け、避難所運営委員会の活動をサポートする「地域による避難所開設・運営の手引き」やマニュアルの雛型等に女性の参画や女性への配慮の記述を随所に盛り込むなど、女性の参画促進に取り組んでおります。</p> <p>それらの取り組みを踏まえ、No. 44103「避難所運営委員会の支援」の事業内容を、「災害時に迅速かつ円滑に避難所開設・運営を行うため、市民主体で設立する避難所運営委員会の活動について女性が積極的に関わるための支援を行う。」に修正します。</p>	○
45	第3章 基本目標IV (68ページ)	<p>男女共同参画の視点に立った防災体制の確立⇒地域で運営されている避難所運営委員会のまず手始めに押さえるべき点は何なのか。男女共同参画課として運営委員会のマニュアル作りにしっかりかかわりを持ってほしい。</p>	<p>避難所運営委員会の運営で活用するマニュアル類については、千葉県防災会議に設置されている「千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会」の検討報告を受け、避難所運営委員会の活動をサポートする「地域による避難所開設・運営の手引き」やマニュアルの雛型等に女性の参画や女性への配慮の記述を随所に盛り込むなど、男女共同参画の視点を取り込むべく努めております。</p>	—
46	第3章 基本目標IV (68ページ)	<p>以下の事業の追加（国基本計画より）。 総務局危機管理課の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用拡大に取り組む。また、防災施策の推進にあたっては、男女共同参画課と連携する。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
47	第3章 基本目標IV (68ページ)	<p>以下の事業の追加（国基本計画より）。 応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置する。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
48	第3章 基本目標IV (68ページ)	<p>以下の事業の追加（国基本計画より）。 女性消防団員の入団を促進するとともに、女性のいない消防団の解消を目指す。</p>	<p>本市は、全国でもトップクラスの女性消防団員率となっております。今後も女性消防団員の更なる増員に向けて、積極的に周知してまいります。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
49	第3章 基本目標IV (70ページ)	具体的事業No. 45102「ひとり親家庭等生活向上事業」について、ひとり親向け研修講座は平日だけでなく、土日にも開催し、様々な状況にある人が参加しやすいよう、市としても頑張ってもらいたい。	ひとり親向けの研修講座については、これまでも参加しやすいよう土日に開催しておりますが、今後も参加しやすい環境づくりに努めてまいります。	—
50	第3章 基本目標V (72ページ)	性感染症(STD)についてだが、千葉市はHIVとクラミジア検査は行われているが、梅毒やC型肝炎の検査がないので、ぜひ行ってほしいと思う。 現在、同性間での性感染症が爆発的に広がっており、特に梅毒の感染者がとても多いという情報もある。 予防啓発も大切なことではあるが、もっと手軽に近くで検査できる場が必要だと思う。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
51	第3章 基本目標V (73ページ)	男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。 保育園・幼稚園や小中学校を含め、保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。 20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められている。		—
52	第3章 基本目標V (73ページ)	公共性の高い施設(飲食店を含め)だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要である。	健康増進計画である「健やか未来都市ちばプラン」において、健康目標の1つに「喫煙」を課題に掲げ、喫煙に関する知識の普及や禁煙希望者への支援、未成年者の喫煙防止対策の強化、胎児・乳幼児の防煙対策の徹底、受動喫煙防止対策の推進に取り組むこととしております。特に妊婦と子どもを受動喫煙から守ることは重要と考えており、今後も取組みを推進してまいります。	—
53	第3章 基本目標V (73ページ)	とりわけ、食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠である。 市民(及び利用者)は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し、立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ、施設管理者にも同様の義務づけを定める(もしくは勧奨する)。		—
54	第3章 基本目標V (73ページ)	2014年7月22日に閣議決定された「健康・医療戦略」、及び「日本再興戦略」改訂2014(2014年6月24日閣議決定)、改訂2015(2015年6月30日閣議決定)において、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が2020年までの達成目標として掲げられていることから、喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的に男女の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与することだろう。	ご意見のとおり、たばこの煙による健康への悪影響は、喫煙者本人にとどまらず、受動喫煙による健康被害も明らかであり、その対策は、健康寿命に大きく寄与すると認識しております。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
55	第3章 基本目標V (73ページ)	特に若い女性の痩身傾向は不健康であることを周知し、減少させることは極めて重要である。	ご意見のとおり、若い女性の痩身傾向は、特に、将来の妊娠・出産にも影響を与えるため、思春期やせ症や不健康やせの減少は重要であると認識しております。	—
56	第3章 基本目標V (73ページ)	具体的事業No. 51105「健康教育事業」について、市立病院のみならず、市中の中小一般病院・診療所もコンビニ受診等で混雑し、医師の高齢化・人手不足も相まって、医療現場は疲弊している。コンビニ受診を減らす健康教育が、子どもから高齢者まですべての市民に必要である。	健康教育において、今後も健康に関する正しい知識の普及啓発を進めてまいります。	—
57	第3章 基本目標V (73ページ)	具体的事業において、「男性の心身の健康に関する支援 (No. 51106)」を記載していることが、とてもよいと感じた。とかく、男女共同参画というと、女性の話に終始する傾向がある中で、男性にフォーカスしてもらいたい。	今後も、固定的な性別規範や長時間労働などの労働慣行等により、悩みや生きづらさを抱える男性への支援を充実してまいります。	—
58	第3章 基本目標V (75ページ)	○本文1行目、「LGBT (性的少数者) と言われる性的指向や性同一性障害の方々は、」とあるが、「性的指向の方々は」では意味が分からない表現になるので、「LGBT (性的少数者) と言われる同性愛や性同一性障害の方々は、」に修正してほしい。 ○LGBTの文言がうまく整理されていない。	ご意見の趣旨を踏まえ、「LGBT (性的少数者) と言われる性的指向や性同一性障害の方々は、・・・」を、「LGBT (性的少数者) と言われる同性愛や性同一性障害の方々は、・・・」に修正します。	○
59	第3章 基本目標V (75ページ)	文言について、「LGBT」と「セクシュアル・マイノリティ」が混在している。	ご意見の趣旨を踏まえ、「セクシュアル・マイノリティ」を、「LGBT (性的少数者)」に統一します。	○
60	第3章 基本目標V (75ページ)	具体的事業No. 52101「セクシュアル・マイノリティの理解促進」のための講座の実施にあたっては、「男女共同参画センターにおいて」と限定しないで、生涯学習センターや各区の公民館などで実施してほしい。 男女共同参画センターに来る人は、既に意識の高い人が多いので、一般市民への啓発には、身近な場所で参加できるよう、会場を工夫することが大切だと思う (このことは他の講座の開設の際にも言えること。是非センターから飛び出してほしい)。 従って、「男女共同参画センターにおいて」の文言を取るか、せめて「男女共同参画センターなどで」に改めてほしいと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、「男女共同参画センターにおいて・・・」を、「男女共同参画センターなどで・・・」に修正します。	○

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
61	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>具体的事業No. 52102「学校におけるセクシュアル・マイノリティの理解促進」だが、既にこれまでも管理職への研修は行なわれている。これからの施策なのに、一般教員への研修が盛り込まれないのはどう見てもおかしい。子どもたちに直接向き合う教員に理解がなければ、傷つく子どもを減らすことはできない。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
62	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>具体的事業No. 52103「セクシュアル・マイノリティ相談窓口の充実」について、相談窓口の設置は大歓迎だが、ぜひ、LGBT当事者も相談員として配置されるよう準備をお願いしたい。 また、会場は、そこに相談に行くことが目立たないような場所を選定してください。意外と繁華街の方がよいかもしい。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
63	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>LGBT（性的少数者）への理解促進と支援について、「LGBT」という文言が入っていることだけでも評価したい。他市に先駆け、提言していることは、千葉市の意欲が感じられる。 理解促進だけではなく、今後は環境整備が必要であり、相談窓口の設置などに期待したい。 公的証明書での性別欄の廃止だけでなく、アンケート調査での性別の廃止も必要ではないだろうか。 また、実態調査も併せて必要ではないだろうか。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
64	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>具体的事業において、ぜひとも「同性パートナーシップの公的承認」についても記載してほしい。</p>	<p>同性パートナーシップの公的承認などについては、先行する自治体と同様に、議会や市民間での積極的な議論や専門家からの意見の分析などの様々なプロセスを経ることが必要です。 本市においては、議論が始まって間もないこと、国の動向や他自治体の導入事例等を注視しているところであり、本計画の具体的事業とする段階にはありませんが、今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
65	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>LGBTの人権に対する理解の普及にとどまらず、渋谷区や世田谷区のような同性パートナーシップ条例を作ることを要望する。</p> <p>同性愛者は、パートナーがいたとしても、家族として見なされることは少なく、同性で家を借りたり、パートナーが入院したときに家族として面会したりすることが困難である。そうした困難を解消するためには、自治体の条例が大きな力を発揮するものと思われる。</p> <p>私自身、千葉市でそうしたパートナーシップ条例がつけられた際には、パートナーシップ証明を取得したいと考えている。</p>	<p>同性パートナーシップ条例などについては、先行する自治体と同様に、議会や市民間での積極的な議論や専門家からの意見の分析などの様々なプロセスを経ることが必要です。</p> <p>本市においては、議論が始まって間もないこと、国の動向や他自治体の導入事例等を注視しているところであり、本計画の具体的事業とする段階にはありませんが、今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
66	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>同性愛と性同一性障害の言葉の意味が分からない方が多く、混同されてしまいがちなので、誤った認識を解くために専門家の講師を呼ぶなどして講演会を行ってほしいと思う。</p> <p>例えば、相談窓口へこちらが同性愛者だと伝えても、性転換がしたい人だと思われたことがある。テレビなどの影響で、同性愛と性同一性障害が一緒くたにされてしまう場合があるので、正しい情報を得ていただきたいと思う。</p>	<p>男女共同参画センターの講座において、専門的知識を持っている支援団体等に講師を依頼し、正しい情報・知識の普及啓発に努めており、今後もセクシュアル・マイノリティの理解促進 (No. 52101) において、啓発を充実してまいります。</p>	—
67	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>市政だより等の機関誌を活用して、「LGBTとは何か？」ということを発信できないかと思っている。</p> <p>セクシャリティに関しても、物心つく頃だったり、10代で性的少数者だと気づく子どももいると思う。多感でとても迷う時期でもあるので、学校でもセクシャリティについて正しい情報を伝えて、子ども達が安心して学校生活を送れるように環境を作っていく必要があると思う。</p> <p>性的少数者ということで、偏見や差別を受け、誰にも相談できずに自己否定しがちになり、不登校であったり、引きこもりになり、社会活動ができなくなる人もいます。</p> <p>お互いを認めあう多様性のある暮らしやすい千葉市になってほしいと思う。</p>	<p>学校現場において、管理職を中心として教職員向けの研修を行っているほか、平成27年4月に文部科学省から性同一性障害等の児童生徒に対する配慮について通知が出されましたので、その周知徹底を図っております。今後も学校現場における教育や支援、啓発を充実してまいります。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
68	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>同性の配偶者を、児童を取り巻く家庭の一員として社会体系に組み込む。 例：緊急連絡先や、授業参観、個人面談への参加。</p> <p>理由：教職員や福祉の現場から見れば、確かな人物で、実際に身近にいて、保護者であり得る人が、緊急連絡先2番目に記されていることが重要であり、配偶者が同性であっても問題はなく、むしろありがたいことだと推測する。児童の安全のための家族との連携を考慮する。 教職員の中にもLGBTは含まれている。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
69	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>制度の輸入と適用。 ・登録パートナーシップ法…デンマークやイギリスを例に。 ・同性の配偶者間に子どもを養子に迎えられる制度。 王国である、比較的国土が小さい、登録パートナーシップ制度の施行年数が長く、実例として参考にしやすい可能性がある。 同性同士の配偶者関係における人工授精は医療として保険が利く。少子化対策。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
70	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>家族におけるLGBT支援の方法。 LGBTの人たちの一部に、戸籍法や家族制度に反対する人がいたとして、目立っていたとしても、全体ではなく、多くは保守的な従来の家族像適用の必需がある可能性を指摘したい。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
71	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>ハローワークにLGBT窓口の設置。 理由：LGBTの人たちをありのまま受け入れ、彼等の雇用に積極的な求人を行う企業と、LGBTであることを最初から前提として求職するLGBTの人々のカップリングを行う。それにより、アウティングや、将来設計への漠然とした不安からの自死を予防できる可能性がある。 仕事に行くときも、男性の服で過ごしたい、LGBTのまま働ける職場を探したいという希望を持つ人もいる。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
72	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>成人式。 当時、着物を着たくなかったという女性の同性愛者の話を聞く。 着物を着たかったという男性だが女性の性自認である人の話を聞く。 LGBT成人式ができてよかったと思う。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
73	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>LGBT専門の経験者による無料の専用相談窓口の設置。</p> <p>カウンセリング経験のある臨床心理士による、治療経験のある医者や看護師による、取扱い経験のある不動産や職業に関する、教員経験のある学校生活全般の、職業経験のある職業生活全般の、LGBT当事者に相談したい人のための窓口、LGBT子ども電話相談室。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
74	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>教育機関における性同一性障害にかかる児童への支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別固定しない。皿やコップ、ネームプレート等をピンク・ブルーといった色で性別に分けない。 ・多目的トイレに、フィッティングボードを設置し、性別を固定しない単独の更衣室としても使えるようにする。 ・制服を性別で固定せず、本人の希望により自由に組み合わせて着用できるようにする。水着に関しては、水の中で使用できる半袖や長袖といったインナーの使用も認める。 ・出席簿については性別で分けない。 ・保健室等避難場所の設置 ・保健体育・家庭科・道徳といった正規の授業の中で取り上げる。(カナダでは性的な成長の時期に合わせ、小学校の教科書に載っており授業で取り上げられているとのこと。) ・健康診断は希望に応じ、更衣の段階から個別に行う。 	<p>学校現場において、管理職を中心として教職員向けの研修を行っているほか、平成27年4月に文部科学省から性同一性障害等の児童生徒に対する配慮について通知が出されましたので、その周知徹底を図っております。今後も学校現場における教育や支援を充実してまいります。</p>	—
75	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>LGBTに優しい場所。</p> <p>ユニバーサルデザインを意識的に取り入れている場所は、比較的快適。</p> <p>多目的トイレにフィッティングボードを装備すると、個室更衣室代わりになる。</p> <p>ユニバーサル浴室：区分毎に時間を割当て使用する。</p> <p>避難場所：男性、女性、その他。選択肢が3つ必要。</p> <p>店の入口やカウンターに、”LGBTフレンドリー”とステッカーが貼ってあると目印になる。6色の虹も目印になる。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
76	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>ユニバーサルトイレの必要性について。 ある男性に見えるが女性の心を持つ人の意見。 温泉やスポーツクラブの浴槽に浸かるにはどうしたらよいか。温泉に入る場合、家族風呂等を借りるのは割高になる。一つ一つのことにオプション代がかかる。性自認に揺らぎのある人全てが経済的に豊かという訳はない。時間を決めて区分する。 トイレについては、スポーツクラブ、デパートなどにユニバーサルなトイレがあるとよい。生理現象で、入りたい時に困る。 男性に生まれて手術をしていないが、自認は女性なので、女性の方に入ると、法律的には追放や逮捕につながる怖れがある。 外見が男性に見える女性は、女性トイレに入ると白い目で見られるので、男性トイレにやむを得ず入ったことがあるが、性自認は女性であるため、不快だった。女性の同性愛者で、外見が女性的ではない人は、生活の中でこのような問題を持っている。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
77	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>LGBT支援の仕方（外見）。 「見た目」は結構重要。 化粧品店・女性用洋服店・男性用洋服店・かつら店・美容院 LGBTの方へ：なりたい容姿を見つけたら、ファッション雑誌などを持っていき、よい感じのする店員に見せる。 店の方へ：素敵もしくは格好よくなれるように、その人の肌の色や体格に合った化粧や装いをアドバイスしたり、また、他のお客様から見えにくい場所に案内すると親切。 緊張せず落ち着いて選べる店は、LGBTの人々にとって嬉しいだろう。 美容室の方へ：ショートヘアやロングヘアを希望する人が来店した場合、性別に関わらず、その方の望む髪型を叶えよう。 店の入口やカウンターに、“LGBTフレンドリー”とステッカーが貼ってあると目印になる。6色の虹も目印になる。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
78	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>市営の簡易型のシェルター兼バックパッカーの宿。</p> <p>バックパッカーの宿やユースホステルくらいのレベルの、簡易で、合理的で、使い勝手がよくて、リーズナブルな宿泊施設。</p> <p>敷居の低い避難先として：LGBTであることによる環境からの軋轢や不利益が生じ、漠然としているが避難したいと希望した人。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
79	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>LGBTセンターもしくは国際LGBTセンター。</p> <p>避難場所、日頃からの避難所及び自然災害時の避難所としての機能。</p> <p>ハブ機能としてのセンター、複数のネットワークを接続する中心。</p> <p>家、学校に居場所がない、友達を作れない、そんなLGBTのいじめや自死念慮からさりげなく守る。</p> <p>LGBT専門の臨床心理士や医療関係者による無料のカウンセリング。</p> <p>LGBTの為の保健体育講座。保険や衛生に関する学習の場。発達障害に関する学習の場。LGBTの人生設計に関する研究や研修。</p> <p>国際的でLGBTに特化したマザーズホーム、児童館、男女共同参画センターを兼ね、学校、病院、商店街とも連携する機関のイメージ。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—
80	第3章 基本目標V (75ページ)	<p>公共施設利用マナーに項目を入れる。</p> <p>いかなる理由や状況であっても、ハラスメントや体罰といった人権侵害行為の禁止。</p> <p>LGBTへの差別や偏見は、様々な公共施設を利用した団体の中でも起きている。公共施設、美術館や、教育機関も、後援を行ったり、施設利用申請を受け入れる際に、女性やLGBTへのハラスメント禁止を条件に入れてあると、利用団体の意識が変化していく可能性がある。</p> <p>例えば、美術団体は、体質が古い団体が多く、内側からハラスメント防止対策の制定を提案しても、なかなか変わらないため、青年層の新規参加に二の足を踏む。入館者数の伸び悩みとこれらは関連があるのではないだろうか。第4次ハーモニープラン（案）が施行され、公立の美術館利用団体も準ずるよう適用されると幸い。また、千葉市が団体の後援をする際に、第4次ハーモニープラン（案）を団体の会員は、必ず読むことを条件付けしていただくと幸い。公民館を使用したスポーツのサークルなど。</p>	<p>今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。</p>	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
81	第3章 基本目標V (76ページ)	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の用語は、英語では「Sexual and Reproductive Health and Rights」として、SRHRと略語があるほどセットになっている。日本語訳の「性と生殖に関する健康と権利」も、この訳語である（性とSexual 生殖に関する Reproductive 健康 Health と権利Rights）。一方、内閣府男女共同参画局では「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の用語を使用しているので悩ましいところである。	内閣府の表記に倣い、原文のままといたします。	—
82	第3章 基本目標V (79ページ)	Gender Specific Medicine (GSM) とは、ジェンダー（性別）に特化した医療である。ここでは、生物学的、生理学的な視座だけでなく、社会的、文化的、経済的な視座を含めるため、「Sex」ないし「Sexual」ではなく、「Gender」の語が用いられている。日本におけるGSM先駆者である天野恵子さんの言葉では、「男女比が圧倒的に男性または女性に傾いている病態、発症率はほぼ同じでも、男女間で臨床的に差を見るもの、未だ生理的、生物学的解明が遅れている病態（ことに女性に多い）、社会的な男性・女性の地位と健康の関連などに関する研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防措置へ反映することを目的とした医療改革」と位置付けられている。現行の文言では、生物学的な性差のみが取り上げられているため、十分な説明ではない。	ご意見のとおり、男女の性差を考慮した医療は、社会的な男女の地位と健康との関連などについても研究を進めることとされていることから、「 <u>生物学的、生理学的な性差</u> があるため、同じ疾患でも男女は異なるという考えに基づいた医療」を、「 <u>生理的、生物学的な性差等</u> があるため、同じ疾患でも男女は異なるという考えに基づいた医療」に修正します。	○
83	第3章 基本目標V (81ページ)	女性障害者などは、女性であり障害者であることで、複合的な差別を受ける構造がある。障害者の現状においては、複合差別についても触れる必要があるように思う。具体的な施策につなげるかどうかは、今後の課題となるかと思う。	基本的施策④「高齢者や障害者への虐待の防止と被害への対応」や基本的施策⑤「障害者の相談・支援」において、複合差別の防止や被害者への支援に取り組んでまいります。	—
84	第4章 推進体制 (89ページ)	直接文言として入れることはできないが、男女共同参画審議会に、セクシュアル・マイノリティ団体や、障害者団体等からの委員枠が必要だと考える。	今後計画を推進するに当たり、参考とさせていただきます。	—
85	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「男女共同参画社会という言葉の認知度」の最終目標を平成33年度に90%とすること。	最終的な数値目標は、100%と考えておりますが、現状値や計画期間の6年間における実現可能性を勘案した上で、計画の推進力となるよう、最終目標を70%（平成33年度）と設定いたしました。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
86	第4章 指標一覧 (91ページ)	○指標「『男は仕事、女は家事・育児』といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合」の最終目標を平成33年度に90%とすること。 ○指標一覧の目標で分かりにくい表現がある。 固定的性別役割分担意識→「持たない人の割合が持つ人の割合を上回る」は、1%でも上回ればよいと解釈できるが、もっと積極的な数値になるようにした方がよいと思う。	固定的性別役割分担意識を持たない人の割合（25.1%）が、持つ人の割合（57.4%）を大きく下回っていることは、本市の男女共同参画社会の形成を推進する上で、大きな課題であると認識しております。 こうした現状を鑑み、指標の最終目標は、定量的な数値として示すのではなく、持たない人の割合が、持つ人の割合を上回るように取り組んでいくことが重要であると考えております。 なお、指標の表記については、現状値欄に持つ人の割合のほか、参考として持たない人の割合を併記するようにいたします。	—
87	第4章 指標一覧 (91ページ)	男女共同参画センターの利用者数を指標として示さない理由が分からない。	現状値や計画期間の6年間における実現可能性を勘案した上で、計画の推進力となるよう、最終目標を増加（前年度比）と設定いたしました。	
88	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合」の最終目標を平成33年度に100%とすること。	本市の目指すべき目標としては、誰もが配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている状況をつくることですが、現状と本計画の期間を勘案し、数値目標として設定したものです。	—
89	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「『デートDV』という言葉を知っている高校生の割合」の最終目標を平成33年度に100%とすること。	本市が目指すべき目標としては、誰もがデートDVについての認識を持ってもらうのみならず、いかなる暴力も許さない地域づくりを推進することですが、現状と本計画の期間を勘案し、対象を高校生とした数値目標を設定したものです。	—
90	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「附属機関の女性委員の割合」の最終目標を平成33年度に50%とすること。	最終的な目標は、男女ほぼ同数と考えておりますが、現状値や計画期間の6年間における実現可能性を勘案した上で、計画の推進力となるよう、最終目標として38%（平成33年度）と設定いたしました。	—
91	第4章 指標一覧 (91ページ)	附属機関の女性委員の割合は、以前からの課題だが、なかなか上がらない。6年で10%上げるためには、工夫が必要である。女性人材リストを以前に作成していたが、今でも活用されているのか。	附属機関の委員選任において、事前協議の実施（No. 31106）や、公募による場合は特段の事情のない限り男女同数とすること（No. 31107）、女性人材リストの活用などの取組みを行っておりますが、引き続き、女性割合向上に向けて、実施手法を検討してまいります。	—

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正
92	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「市職員の管理職に占める女性割合」の最終目標を平成32年度に45%、平成37年度に50%とすること。	最終的な目標は、男女ほぼ同数と考えておりますが、現状値や計画期間の6年間ににおける実現可能性を勘案した上で、計画の推進力となるよう、最終目標を20%（平成32年度）（平成37年度は30%）と設定いたしました。	—
93	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「民間企業の管理職に占める女性割合」の最終目標を平成33年度に50%とすること。	最終的な目標は、男女ほぼ同数と考えておりますが、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」において、301人以上の大企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などが義務付けられた（300人以下の中小企業は努力義務）ことから、平成28年度に現状値を調査し、その状況を踏まえて、現状値や計画期間の6年間ににおける実現可能性を勘案した上で、計画の推進力となるよう、最終目標を設定いたします。	—
94	第4章 指標一覧 (91ページ)	指標「職場において『男女の地位が平等になっている』と考える人の割合」の最終目標を平成33年度に80%とすること（現実的に「男女の地位が平等の社会」を築かなければ、そう思う人の割合は少なくなるだろう）。	最終的な数値目標は、100%と考えておりますが、現状値や計画期間の6年間ににおける実現可能性を勘案した上で、計画の推進力となるよう、最終目標を50%（平成33年度）と設定いたしました。	—